

第 68 号 議 案

令 和 3 年 2 月 22 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、令和 3 年 2 月 19 日付 2 議事第 457 号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第103号議案 東京都職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、防疫等業務手当に関する特例を改めるため、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
防疫等業務手当に関する措置 本体附則第3項 本体附則第4項	【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】 <ul style="list-style-type: none">○ 支給上限額の引上げ 上限 3,000円 → 上限 5,000円 (具体の金額は人事委員会の承認を得て規則で定める)○ 特例適用の期限 令和3年3月31日まで → 令和4年3月31日まで (具体の期限は人事委員会の承認を得て規則で定める)
施行期日等 附則第1項	公布の日(令和3年3月31日予定) ただし、本体附則第3項は令和3年1月8日から適用
経過措置等 附則第2項 附則第3項 附則第4項	<ul style="list-style-type: none">○ 適用日前に従事した業務について適用日以後に支給する場合 →従前の例による。○ 二暦日にわたる勤務にあつては、適用日以後に始まる勤務から適用し、適用日前から始まる勤務については、なお従前の例による。○ 本体附則第3項の適用を受ける職員の改正前の条例同項の規定により支給された防疫等業務手当は、改正後の条例同項の規定による手当の内払とみなす。

2 議事第 4 5 7 号
令和 3 年 2 月 1 9 日

東京都人事委員会委員長
青 山 侑 殿

東京都議会議長
石 川 良 一
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 3 年第 1 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 1 0 3 号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第百三号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月二十四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「三千円」を「五千円」に改める。

附則第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。） 附則第三項の規定は、令和三年一月八日（以下「適用日」という。） から適用する。

（経過措置）

2 適用日前にこの条例による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。） に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（二暦日にわたる勤務の取扱い）

3 改正後の条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、適用日以後に始まる勤務から適用し、適用日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(防疫等業務手当の内払)

4 改正前の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正前の条例の規定により防疫等業務手当を支給された職員で、改正後の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正前の条例の規定により支給された防疫等業務手当は、改正後の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の内払とみなす。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、防疫等業務手当に関する措置に係る規定を改める必要がある。

改正案	現行
<p>第一条から第四十五条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1及び2（現行のとおり） （防疫等業務手当に関する措置）</p> <p>3 第六条第一項第一号に規定する場合のうち新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る業務（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に従事した場合の防疫等業務手当の支給については、同条第二項第一号中「七百二十円」とあるのは、「<u>五千円</u>」と読み替えて、同号の規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定は、令和四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等業務手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。</p> <p>5及び6（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四十五条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1及び2（略） （防疫等業務手当に関する措置）</p> <p>3 第六条第一項第一号に規定する場合のうち新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る業務（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に従事した場合の防疫等業務手当の支給については、同条第二項第一号中「七百二十円」とあるのは、「<u>三千円</u>」と読み替えて、同号の規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定は、令和三年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等業務手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。</p> <p>5及び6（略）</p>